

2018 年 1 月 19 日

会 員 各 位
(主として破砕業者 各位)

(一社) 日本鉄リサイクル工業会
自動車リサイクル法委員会
委員長 西尾 知久

シュレッダー工程でのエアバッグ作動事故について

当工業会々員の破砕業者（シュレッダー業者）において、シュレッダー後の手選別工程でエアバッグのインフレーターが作動し作業員が怪我をしたこと、ご報告した通りです。（2017 年 12 月 13 日 工業会ホームページ掲載。）

エアバッグは事前に解体業者にて適正に処理されることが自リ法で定められています。解体業者を管轄する(一社)自動車再資源化協力機構（自再協）は今回の事故の解体業者を特定できていない旨ご報告しましたが、此度、改めて工業会として自再協と面談を致しましたので、添付議事録をご参考に供します。

本件、作業員の身体の安全に係る重要な問題であり、会員各位におかれましては
プレス品の購入先に対し十分な注意喚起をして頂くよう改めてお願い致します。
(添付した「注意書き」は自再協のものですが、ご活用ください。)

また、事故の根絶を目指し、工業会と自再協はより密に情報交換していくこととなりました。つきましては、エアバッグの不適正処理が発見されました場合、工業会までご報告頂きたく、宜しくお願い致します。

以上

報告先：(一社) 日本鉄リサイクル工業会 事務局（自動車リサイクル法委員会）
メール jisri@fa2.so-net.ne.jp 、電話 03-5695-1548 (担当：高井)

平成 30 年 1 月 11 日

一般社団法人 自動車再資源化協力機構との面談（自動車リサイクル法委員会）

1. 日 時：平成 30 年 1 月 11 日(木) 10:00～11:15
2. 場 所：自動車再資源化協力機構 会議室
3. 出席者：
自動車再資源化協力機構（自再協）
業務部部長 柴田芳徳、業務部マネジャー 藤嘉一
鉄リ工業会
自動車リサイクル法委員長 西尾知久、専務理事 乗田佐喜夫、高井一臣
4. 議題：破砕業者に於けるエアバック作動事故について

【 結 論 】

破砕業者でのエアバッグ作動事故を防ぐ目的で、

- 自再協と鉄リ工業会は、今後より情報交換をすすめ、エアバッグ作動事故を防ぐことを目指す。自動車リサイクル法をより良い方向に向けるべく努力する。
- 不適正処理を行う解体業者に関する情報を両組織で共有する等により、事故を未然に防ぐ努力をする。自再協による調査では、エアバッグが未処理のまま破砕工程に回る ELV の数は 2017 年度で 1%未満にまで落ちており、今後はピンポイントでその様な解体業者を見つけ出すことで改善を図る。それに向け自再協と鉄リ工業会は協力していく。
- 自再協の監査に関する地方自治体の状況も自再協と鉄リ工業会で共有していく。地方自治体の協力姿勢が不十分である場合、鉄リ工業会としては自衛の意味でその地域により注意を配っていきたい。

【 議事内容 】

鉄リ工業会 / 西尾自リ法委員長、乗田専務：

過日、自再協からご報告を頂いたが、昨年 9 月に A 社でシュレッダー後の手選別工程でインフレーターが作動し従業員が負傷する事故が発生している。

また、一昨年は B 社にて同様な事故が起きている。

解体業者による処理の安全率(エアバッグ破壊率)は上がってきていると理解するが、未だシュレッダー内で小爆発音がすることがあり、不適正処理エアバッグが存在してい

ることが分かる。不適正処理のものを限りなくゼロにすることは難しいだろうが、従事員の身の安全に係る問題なので、我々としては最大限努力する責務がある。

不適正処理を行っていると思われる解体業者に関する情報は、鉄リ工業会として共有していきたい。それにより鉄リ工業会会員である破砕業者での事故を防いでいきたい。同時に、監査に協力的ではない地方自治体に関しても情報提供してほしい。鉄リ工業会としては、自衛の意味でそのエリアに注意を払う。

自再協 / 柴田部長：

自再協は自動車メーカーの委託を受けているが、主な業務は「自動車リサイクル率の向上」と「フロンの破壊」である。自再協は当然ながら、自動車解体後の母材が、破砕業者の作業工程で安全が確保される母材となるよう努めなければならないと認識している。その為にも鉄リ工業会とは情報交換等を通じ、事故防止に最大限協力していきたい。

自再協が管理監督できるのは作動に関する契約を結んでいる「契約業者」である。契約のない「取り外し回収業者」は、自治体が管理監督するが自再協は管理できない。現在日本に稼働している業者は合わせて約 4,000 社と推定される。うち自再協の「契約業者」は約 1,300 社と 3 割強だが、車両比率では約 9 割を占める。契約のない業者は残りの約 2,700 社と 7 割弱であるが、車両比率は約 1 割である。「契約業者」での不適正処理は、過去には 6%といった時もあったが、2017 年度の調査では 1%未満にまで落ちた。今後はピンポイントでそのような解体業者の改善を図っていきたい。不適正処理が発見された場合は、厳しいケースでは契約取消しといった措置をとることもある。

自再協としては、今回のような作動事故があったエリアに的を絞って調査、監査を行うことができるし、行っている。一方、共に監査する地方自治体によっては、必ずしも協力的な姿勢だとは限らない。

過去に 全国の 5 破砕業者に協力頂き、入荷した母材を開くことでエアバッグ処理状況を確認したことがある。複数のエアバッグ未処理が見つかった。その出元は圧倒的に自再協と契約のない「取り外し回収業者」であった。「取り外し回収業者」にも必要に応じ自治体と共に検査を申し入れ、検査を実行することがある。

自再協としては、本件に関し必要があればいつでも鉄リ工業会に出向く。

以上

解体業 経営者・管理者の皆様へ

破砕工程でエアバッグ類未処理 による人身事故が発生しました



ご注意ください



破砕工程や指定引取場所、再資源化施設等で
エアバッグ類の未処理による人身事故が
発生した場合、排出業者である解体業者には、
**『解体業者の再資源化実施義務等違反
(法16条)』及び『業務上過失傷害等の
刑事罰』が科せられる事があります。**

平素はエアバッグ類の適正処理にご尽力いただきまして、
ありがとうございます。

今般、破砕業者の手選別工程にて未処理エアバッグ類が
作動し、作業員が負傷するという事故が発生しました。

※2016年4月に同様の事故発生あり

解体業者の皆様方におかれましては、今一度エアバッグ類
の処理が確実に実施されているか再確認頂き、次工程への
搬出時に未処理エアバッグ類がないことを徹底頂きますよう
お願いいたします。

自動車再資源化協力機構（自再協）
TEL: 03-5405-6150 / E-mail: info@jarp.org